



平成27年度 那覇市職員募集

中核市那覇の未来を一緒に創造しませんか？



市職員 募集!

試験区分

行政(上・中・初級)、
上級土木、上級建築、
幼稚園教諭・保育士、保健師、
消防I(上・中・初級)、消防II(救命)

採用人数

各職種とも若干名

受付期間

7月27日(月)~8月11日(火)

第一次試験日

9月20日(日)

試験案内(申込書)配布(7月27日~)

市役所5階(人事課)、市役所1階(総合案内)、首里支所、真和志支所、小禄支所、または市民協働プラザ(銘苅証明発行センター)
※市ホームページからもダウンロード可能

那覇市 採用情報 [検索](#)

※くわしくは「試験案内」をご覧ください。

お問い合わせ 人事課 ☎861-7499



臨時・非常勤保育士 募集!

募集区分

市立保育所(8か所)
①臨時保育士 ②非常勤保育士

応募資格

保育士資格取得者、年齢65歳未満

勤務日

①月~土のうち5日勤務(完全週休2日)
②月~土のうち週2日~3日勤務
※年休、病休等各種休暇制度あり

勤務時間

①7:30~19:30 ②7:30~18:30
(①②ともにシフト制・7時45分)

賃金

①担任保育士日額 7,650円
その他 日額7,080円
②時給960円

お申し込み

所定の「採用申込書(兼履歴書)」に必要事項を記入し、写真を添付して、こどもみらい課窓口へ提出ください。

お問い合わせ こどもみらい課 ☎861-6903

VOICE 職員の声



主な業務は、市街地にある安全対策が必要な地下壕への対策や老朽化した市営住宅の修繕・建替の予算管理です。安全で安心な住みやすいまちづくりに貢献できるように、日々やりがいを感じながら取り組んでいます。

建設企画課 比嘉孝之【建築職】平成26年度採用

みなさんの要望に応えられるように!



業務では、主に保育園の入退所に関するものを行っています。同じ家庭は一つとしてないため難しい面もありますが、もっと様々な要望に応えられるように、周囲のみなさんと協力して頑張っています。

こどもみらい課 与那覇恵【行政職】平成26年度採用

安全・安心な那覇のまちづくりを!

平成27年度 臨時福祉給付金

申請受付はじまります!

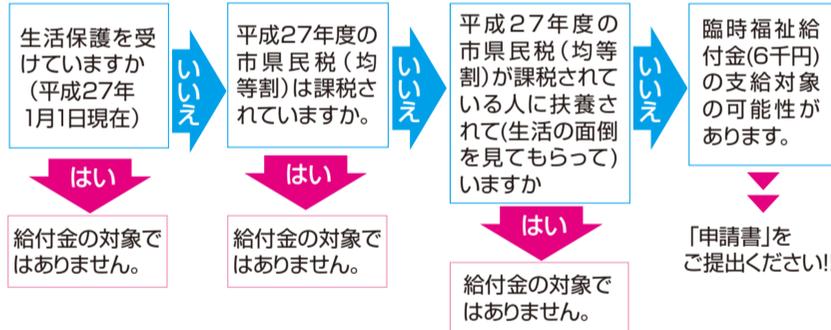
消費税率の引き上げによる所得の低い方々への負担を緩和するため、昨年度に引き続き、「臨時福祉給付金」の支給を行います。

自分は給付金の対象者?

対象者は平成27年1月1日時点で那覇市に住居票があり、平成27年度の市県民税(均等割)が非課税の方です。ただし、次の方は対象ではありません。

- ・支給決定前に死亡した方
- ・課税者の扶養親族
- ・生活保護の受給者

※課税が明らかでない場合は「申請書」をご提出ください。後日、審査結果を文書にて通知します。



くわしくは、お問い合わせください!!

申請方法に関すること

那覇市臨時福祉給付金コールセンター ☎098-993-1067 受付/8:30~17:30(土日、祝日は除く)

制度に関すること

厚生労働省 臨時福祉給付金専用ダイヤル ☎(0570)037-192 受付/9:00~18:00(土日、祝日は除く)

支給額

対象者1人につき6,000円(1回限りの支給)

申請方法

受給できる可能性のある世帯に対し「申請書」を送付します。必要事項を記入の上、添付書類とともに以下のいずれかで、ご提出ください。

(1)郵送提出

〒900-0015 那覇市久茂地1丁目3番1号 久茂地セントラルビル2階 那覇市福祉部 福祉政策課 那覇市臨時福祉給付金担当 宛
※専用の返信用封筒(送料無料)をご利用ください

(2)窓口提出

那覇市役所1階 臨時福祉給付金特設窓口(8:30~17:15 土日、祝日を除く)
※ハイサイ市民課、三支所、銘苅証明発行センターでは受付できません。
※本庁地下駐車場は有料です。

申請期間

8月3日(月)~12月28日(月) ※12月28日までの消印有効

支払日・方法

10月中旬頃に支給開始し、平成28年2月末には支給を終了します。口座への振込となります。

「花が好き」という気持ちから、いつのまにか周辺の道路までキレイにしちゃった!なんてことはありませんか?このような事も協働によるまちづくりのひとつです。協働は、互いができることを持ち寄り、楽しみながら実践するのがポイントです。楽しみながら続けることは、役割分担にもつながります。

協働大使で集う「協働によるまちづくり推進協議会」の中には、環境専門部会、健康福祉専門部会、子ども専門部会があり、大使のみなさんが得意とする、または関心のある部会に参加して、役割を分担しています。例えば、健康福祉専門部会では、地域で高齢者福祉に携わる方や認知症に詳しい専門家の方がおり、その方たちが中心と



協働に参加する者は、役割を分担する

市では、よりよい那覇のまちを目指して、協働によるまちづくりをすすめています。

今回は、「協働」を広げていくための9つの約束のなかから、4つ目のキーワード「役割を分担する」を紹介します。



ひろげよう 協働による 楽しいなほのまちづくり

第4回

まちづくり協働推進課 ☎861-3846



水道使用量が極端に増減すると直接訪問します(協力:太閤建設・第一環境連合体)

なって、認知症サポーター養成講座を開催しています。

また、市では一人暮らしのお年寄りや障がい者など支援が必要な方々に、ガスや水道の検針、宅配などで地域を回る事業者、企業等に協力をいただき「地域見守り協力・見守りチャイブら隊」を担ってもらっています。業務に支障のない範囲で、新聞が溜まっているなど、普段とは異なる状況を発見した際は、市役所へ連絡し適切なサービスに繋がる役割を担っています。

協働による那覇のまちづくりのために ~笑顔が輝くまち~

- 協働には、誰でも参加することができる。
- 協働に参加する者は、目的を共有する。
- 協働に参加する者は、平等で対等である。
- 協働に参加する者は、役割を分担する。
- 協働に参加する者は、お互いを理解し、尊重し合う。
- 協働に参加する者は、情報を提供し合い共有する。
- 協働の過程や結果は、記録に残し、公開する。
- 協働の過程や結果は、ふり返り、そのあり方を見直す。
- これらは、必要に応じて見直す。